

茨城県水戸生涯学習センター共催・後援名義使用承認等取り扱い基準

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県水戸生涯学習センター（以下「センター」という。）の所管事務に関連して、茨城県教育委員会（以下「委員会」という。）及び茨城県教育財団（以下「財団」という。）以外の者が主催して行う催事等（以下「催事」という。）について、センターに対し共催・後援申請があった場合の承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 共催・後援申請を行う者は、原則として、催事の開催の4週間前までに、「(共催・後援)名義使用申請書」(様式第1号)を提出するものとする。

(承認基準)

第3条 申請に係る催事が次の各号の要件を満たすときは、共催・後援名義の使用を承認することができる。

(1) 催事の主催者が次のいずれかであること。

ア 官公庁

イ 学校及び学校の連合体

ウ 公益法人またはこれに準ずる団体

エ 新聞社（日刊紙を発行するものに限る。）・ラジオ・テレビ局，その他報道機関

オ その他センター所長が適当と認める者

(2) 催事が次のいずれにも該当するものであること。

ア 生涯学習，社会教育の推進に寄与するものであること。

イ 催事の規模が広域なものであること。ただし，委員会や財団の行政施策と密接な係わりのあるものについてはこの限りではない。

(3) 催事が次の各号のいずれにも該当しない，または，該当する恐れがないこと。

ア 公共性を欠き営利を目的とするもの。

イ 催事の内容が本県教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反するもの。

ウ 特定の宗教または，政治活動に関するもの。

エ 特定の法人または個人の売名的要素が加わるもの。

オ その他センターの共催・後援が県の施策にそぐわないもの。

(審査)

第4条 申請に係る催事の審査にあたっては、「(共催・後援)名義使用承認審査表」(様式第2号)に基づき審査手続きを進めるものとする。

(承認手続き)

第5条 共催・後援名義の使用の承認は、「(共催・後援)名義の使用について」(様式第3号)により，次の条件を付して行うものとする。

(1) 当該催事名及び共催・後援名義使用期間

(2) 経費は負担しないこと。

(3) 承認後催事に係る事業計画等に変更があったときは，直ちに届け出ること。

(4) 催事終了後は，その結果について，「後援事業実施報告書」(様式第4号)による報告書を提出のこと。

付 則

この基準は，平成21年4月1日から実施する。